最終更新日:2015年6月29日
ムーンバット株式会社
代表取締役・会長兼社長執行役員　中村　卓司
問合せ先:取締役・執行役員　管理本部長　山田　隆二
証券コード:8115
http://www.moonbat.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つとして位置付けていることです。そして、各ステークホルダー(株主、従業員、消費者等の利害関係者)に対する責任を果たしながら、より高い企業価値を達成すべく、邁進いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニード	3,890,305	14.57
八木通商株式会社	2,200,000	8.24
ムーンバット持株共栄会	1,579,789	5.91
株式会社三井住友銀行	1,210,852	4.53
河野　正行	1,050,657	3.93
株式会社京都銀行	850,683	3.19
日本生命保険相互会社	802,099	3.00
岡本　緑	677,327	2.54
フシアインベストメント　リミテッド	520,000	1.95
京都中央信用金庫	500,000	1.87

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
郷田　紀明	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
郷田　紀明	○	当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。 当社の顧問税理士法人である税理士法人朝日新和会計事務所の代表社員であり、同社とは取引関係があるものの、取引実績は軽微であり、重要性はありません。また、近鉄グループホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間に、人的関係及び資本的関係は有しておらず、特別な取引関係及びその他の利害関係は有しておりません。	公認会計士及び税理士の立場から、経営者から独立した立場で、その職務遂行の妥当性及び適法性を客観的かつ中立的に監督できると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし

任意の委員会の有無 更新	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監督体制、監査計画、監査実施状況等について、定期的に会合を開催しております。
内部監査室が社内の業務運営状況を把握し、改善を図る過程において、監査役との意見交換を行うなど、監査役と内部監査室とが協力する体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
南部　孝男	弁護士													
安川　文夫	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南部　孝男	○	弁護士・税理士	弁護士及び税理士の立場から、経営者から独立した立場で、その職務遂行の妥当性及び適法性を客観的かつ中立的に監督できると判断したためであります。
安川　文夫	○	当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者であります。 公立大学法人兵庫県立大学の監事及び株式会社関西アーバン銀行の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間に、人的関係及び資本的関係は有しておらず、特別な取引関係及びその他の利害関係は有しておりません。	公認会計士及び税理士の立場から、経営者から独立した立場で、その職務遂行の妥当性及び適法性を客観的かつ中立的に監督できると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものはありませんが、経歴や当社との関係を踏まえて、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じる恐れの無い人材を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成21年5月14日付取締役会にて役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
役員退職慰労金相当額を月額報酬に上乗せして支給しております。
取締役(社外取締役を除く)につきましては、上乗せ支給された金額の一定割合を役員持株会に拠出して、退任時まで引き出し不可とする取扱としております。
なわち、業績を向上させて当社株価が上昇すれば受取額が増加し、逆に業績が低迷し当社株価が下落すれば受取額が減少することになり、業績連動的な報酬となります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1.取締役報酬
取締役報酬 103百万円
2.監査役に関する報酬
監査役報酬 22百万円
(社外監査役を除く)
社外役員報酬 8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会により承認された報酬総額の範囲内において取締役会で決定しており、標準年俸を基準とし会社業績と各取締役の功績を総合的に勘案して決定しております。
監査役の報酬は、株主総会により承認された報酬総額の範囲内において監査役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

現在、専従スタッフは置いておりません。社外取締役、社外監査役から、要請・問合せがあった際には、迅速に、必要な資料を添えての説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a. 会社の機関の基本説明
当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入いたしております。提出日現在、取締役7名、執行役員7名(取締役兼務者は5名)体制とし、取締役会を経営意思決定及び業務執行の管理監督のための機関として明確に位置付けております。
取締役のうち1名は、取締役会の透明性と、監督機能の強化を図るため、独立性を有する社外取締役を選任しております。なお、取締役の業務執行がより効率的に行えるよう、執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役の定員を10名としております。
監査役会については、提出日現在、監査役4名体制としており、外部からの客観的、中立の経営監視機能を強化するため、うち2名が社外監査役

かつ独立役員となっております。また、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名（社外監査役）を選任しております。監査役は取締役会をはじめ幹部社員出席の重要な決定及び決議を伴う会議に出席して意見を述べるほか、監査を通じ、もしくは会計監査人の監査に立会うなどにより、取締役の業務執行の妥当性、効率性及び適法性を検証するなどの経営監督・監視を実施しております。
なお、会社法第427条の1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる旨を定款に定めており、定款に基づき社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。
契約の内容につきましては、社外取締役が当社の社外取締役として職務を行うにつき、また、社外監査役が当社の社外監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額をもって、社外取締役及び社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とし、これを超える部分については社外取締役及び社外監査役は当社に対し損害賠償責任を負わないこととなっております。

b. 取締役候補者の選定や報酬の内容等
取締役候補者の選定や報酬の内容等については、取締役会にて協議しております。なお、独立役員につきましては、独立役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものはありませんが、経歴や当社の関係を踏まえて、一般株主保護のため、一般株主と利益相反が生じる恐れの無い人材を選任しております。

c. 内部監査及び監査役監査の状況
当社は、内部監査室を設置してスタッフ4名（提出日現在）を置き、監査計画に基づき、経営活動の遂行状況を公正かつ独立の立場で監査を実施し、また、内部統制の有効性の評価も行っております。監査結果は、代表取締役・会長兼社長執行役員に報告し、会長兼社長執行役員からの指示は、各セクションに伝達しております。
監査役監査は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行の状況、経営の日常活動の監査を行うとともに、取締役会はじめ幹部社員出席の重要な決定及び決議の伴う会議に出席し意見を述べる等の経営監督を行うほか、重要な決裁書類の閲覧等を行っております。

d. リスク管理体制の整備の状況
取締役会直轄でリスク管理委員会を設置し、代表取締役・会長兼社長執行役員がその委員長を務めております。リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会の組織の中で、リスク管理担当執行役員主導のもと、定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、リスクを早期発見、未然防止できる体制となっております。

e. 会計監査の状況
有限責任 あずさ監査法人が監査業務にあたっております。74期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。
・監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員・業務執行社員 池田芳則
指定有限責任社員・業務執行社員 駿河一郎
・会計監査業務に関わる補助者の構成
公認会計士9名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、透明性と監督機能の強化を図るため社外取締役1名を選任しており、また、監査役4名中2名を社外監査役とすることで経営への監督・監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監督・監視の機能が重要と考えており、社外取締役・社外監査役による外部からの経営監督・監視機能により透明性が高く、かつ効率的な経営が実現できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	電子広告の実施

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報（決算短信）	
その他	新聞各社に向けて定期的に決算説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	1990年より、児童福祉施設等に年2回（子供の日とクリスマス）、洋傘、洋品、帽子等の寄付を継続して実施しております。又、生地・骨・手元（ハンドル）が簡単に分解でき、分別ごみとしての廃棄や、パーツのリサイクル、修理の期間短縮も図れる、世界初の環境配慮エコフレンドリー設計傘「エコ・デ」を開発いたしまして、平成21年6月から百貨店の店頭にて販売を開始いたしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1.内部統制システムについての基本的な考え方
当社の事業遂行について遵守すべき法令や対応すべきリスクは多種多様であり、健全で持続的な発展をするためには、内部統制システムの構築が不可欠であると考えております。なお、取締役会にて決議いたしました「内部統制システムの構築にかかる基本方針」は以下のとおりであります。
(1)当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a. 事業活動における法令、企業倫理、社内規則等の遵守を確保するために、コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンスプログラム」を制定する。
b. コンプライアンス担当役員の指揮の下、既に設置済の内部監査室において、内部監査を実施し、業務運営の状況を把握して改善を図る。
c. 既に導入済である内部通報制度については、通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
d. 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修等により、コンプライアンスの知識を高め、役職員のコンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
e. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、断固とした態度で臨む。
f. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告にかかる内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
g. 監査役は独立した立場にたって、取締役による内部統制システムの整備にかかる運用状況を監査する。

(2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
重要な意思決定及び報告にかかる情報を記録、保存及び管理して、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。

(3)当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a. リスク管理体制強化のため、取締役会直轄のリスク管理委員会及びリスク管理担当役員を設置する。
b. リスク管理委員会において、当社及び子会社の各種リスクの評価を行い、具体的な対応策を検討し、必要な是正措置を行う。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. 執行役員制度を導入して、経営意思決定及び業務執行の監督のための機関である取締役会と、業務執行組織を区分する。
b. 取締役会の将来的なスリム化、活性化及び意思決定の迅速化を目指して、取締役の効率的な業務運営を推進する。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
a. コンプライアンス担当役員と子会社代表者とが緊密に連携して、業務運営の状況把握、改善を図り、業務の適正の確保及びムーンバットブランドの維持向上に努める。
b.定例的に実施する子会社との会議の中で、子会社の年度事業計画を協議するとともに、財務状況その他の重要な情報についての報告を受ける。又、重要な事象が発生した場合には都度、当社と子会社との間で協議等を行い、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
c. 既に導入済である内部通報制度は、子会社の役職員も同様に通報対象者とした設計となっており、子会社ともども通報者の保護を徹底し、引き続きその有効な運営を確保する。
d. 当社が実施するコンプライアンス研修等は、子会社役職員も同様にその対象者とし、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から要請があった場合には、当社の使用人の中から適切な人材を専従スタッフとして個別に任命して配置する。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
a. 専従スタッフの独立した業務遂行を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
b.当該使用人に対して監査役が指示した補助業務については、取締役の指揮命令権が及ばないこととする。

(8)当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
a. 取締役は監査役に対して、定期的に以下の事項について報告する。
・取締役会にて審議、報告された案件
・内部監査の結果
・内部通報制度を利用した通報の状況
・その他業務執行に関する重要な事項
b. 上記以外においても、当社及び子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は随時、以下の事項を監査役に報告する。
・当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生
・法令違反等の不正行為が発生する可能性もしくは発生した事実
・当社及び子会社の信用を著しく失墜させる事態
・内部管理の体制、手続き等に関する重大な欠陥や問題点
・重要会議の開催予定
c. 取締役及び使用人は、監査役から要請があった場合には必要な資料を添えて説明する。
d. 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a. 取締役は、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
b. 代表取締役と監査役との意見交換を密にし、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
c. 監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、相当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2.内部統制システムの整備状況
(1)当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
a. コンプライアンス担当役員を任命しております。
b. 内部監査室において内部監査を実施し、業務運営の状況の把握及び改善に向けて、推進しております。
c. 内部通報制度を実施し、引続きその有効な運営を確保してまいります。
d.「コンプライアンスプログラム」を制定し、コンプライアンス担当役員の指揮の下、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施し

ております。
e. インサイダー取引の未然防止等のため、当社の役員等について日本証券業協会の構築するJ-IRISSに登録しております。
f. 反社会的勢力に対する本対応方針は、社内「コンプライアンスプログラム」においても明確に規定し、情報収集・管理も一元的に行いつつ、外部専門機関とも連携しながら、周知徹底を図っております。
g. 取締役会直轄のリスク管理委員会が中心となって、内部統制の運用状況の確認や不備事項の改善指導を実施できる体制となっております。
h. 監査役は独立した立場にたって、監査しております。

(2)取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制について
a. 社内規程を整備し、各種記録の保存方法・取扱方法を定めております。

(3)当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
a. リスク管理担当役員を任命しております。また、取締役会直轄でリスク管理委員会を設置し、会長兼社長執行役員がリスク管理委員長を務めております。リスク管理委員会は、日常的なモニタリングを行い、内部統制の運用状況を監視しております。
b. 「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会の組織の中で定期的なリスクの識別・分析・評価を行い、優先順位を位置付けて対応する体制になっております。
各種方針・規程・マニュアル等は状況変化に応じて適時見直し、内部統制の有効性の維持向上を図っております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
a. 執行役員制度を導入しております。
b. 執行役員制度の導入と併せて、定款により、取締役の定員を10名としております。

(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
a. コンプライアンス担当役員は子会社代表者と定期的に相談し、業務運営の状況把握・改善を図っております。
b. 定例的に子会社との会議を実施し、子会社の年度事業計画を協議するとともに、財政状況その他の重要な情報について報告を受けております。
c. 子会社の役職員も通報対象者とした内部通報制度を実施中で、引続きその有効な運営を確保してまいります。
d. 子会社の役職員も対象としたコンプライアンス研修を実施済であります。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項について
監査役の職務を補助すべき使用人として提出日現在１名のスタッフを配置しております。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項について
a. 監査役の職務を補助するスタッフの人事異動・評価等については、監査役の意見を尊重し対処しております。
b. 当該使用人に対して監査役が指示した補助業務については、取締役の指揮命令権が及ばないようにしております。

(8)当社及びその子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
a. 全ての取締役会に監査役が出席し、情報を共有しております。
b. 毎月1回定期的に、必要に応じては臨時に、取締役、監査役、幹部社員が出席する会議を実施し、意見交換を密にするとともに、各種情報も共有しております。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
a. 取締役は、監査役監査の環境を整備するよう努めております。
b. 取締役会、各種会議、個別面談を通じて、代表取締役と監査役との意見交換は密に行われ、適切な意思の疎通が図られております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力に対して断固とした態度で臨みます。本対応方針は、社内コンプライアンスプログラムにおいても明確にしております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況
a. 反社会的勢力への対応統括部署を総務部に設置し、情報の収集・管理も一元的に把握できる体制となっております。
b. 反社会的勢力への対応については、警察署・弁護士・企業防衛対策協議会など外部専門機関との綿密な連携関係を構築しております。
c. 専門家を講師に迎えての研修も実施しており、その周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

《適時開示体制の概要》
・当社並びに子会社に関する情報は、各情報管理責任者(原則として各部部長、支店長及び子会社社長)が担当取締役に報告します。
・その内、重要事項については、担当取締役は代表取締役・会長兼社長執行役員に報告します。
・決算に関する情報・決定事実については、規定に基づき、取締役会に付議し、承認を受けた後、管理本部を通じて適時開示を行います。
・発生事実については、代表取締役・会長兼社長執行役員より管理本部を通じて速やかに適時開示を行います。また併せて、取締役会・監査役会への報告を行います。

≪コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の仕組み≫

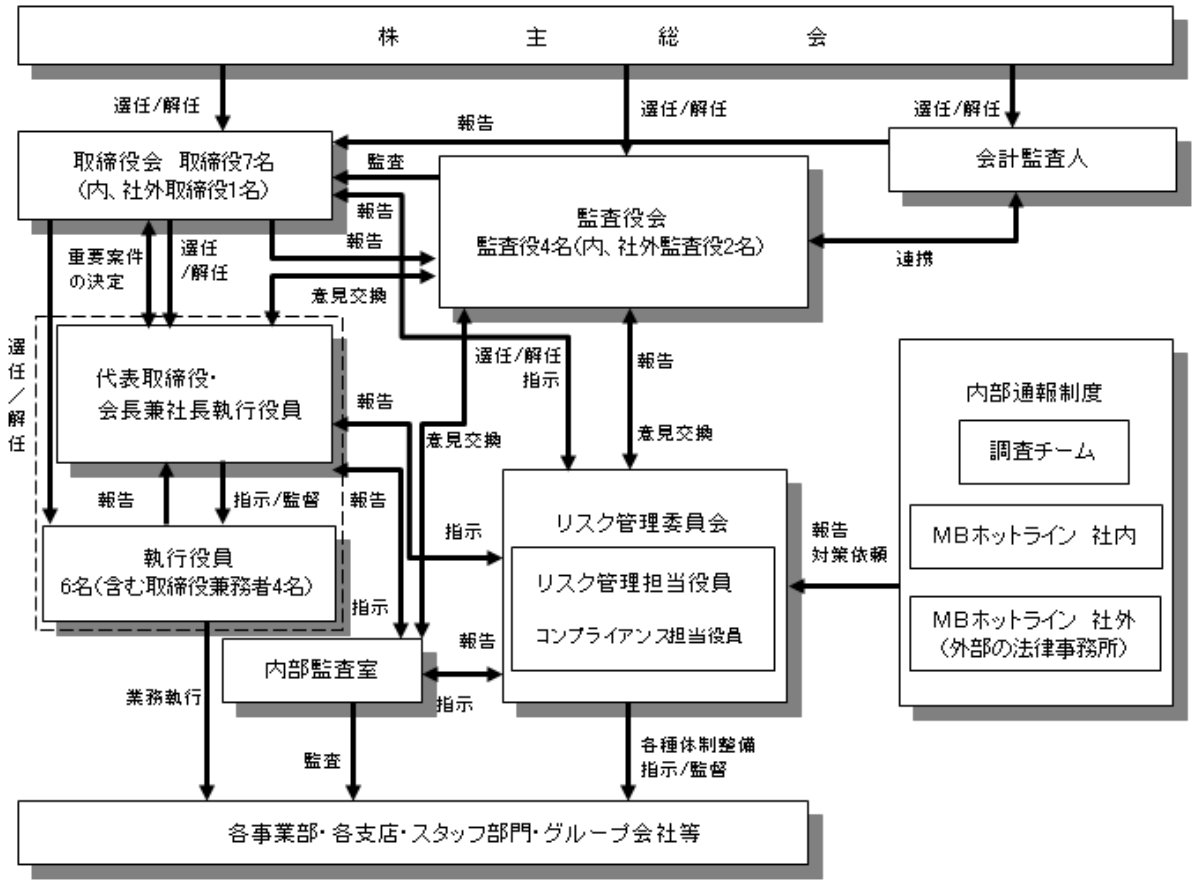

≪会社情報の適時開示に係る社内体制≫

